（様式1-1）新規評価総括表

事業種類	地すべり対策	事業名	急傾斜地崩壊対策等

建設部　砂防課

番号	市町村名	（ふりがな）箇所名	事業概要	全体事業費（千円）	完了予定年度	箇所評価						所管課の意見	政策評価室の意見	現地調査	第三者意見聴取	県の評価案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	佐久穂町	下川原（しもがわら）	崩落土砂防止工 L=460m	690,000	2028 (R10)	B	A	B	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に人家及び避難経路が位置しており、斜面の状況から緊急性が高いため、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
2	辰野町	唐木沢（からきさわ）	重力式擁壁工 L=280m	420,000	2027 (R9)	A	A	B	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に避難所が位置しており、斜面の状況から緊急性が高いため、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
3	飯田市	南原（みなばら）	重力式擁壁工 L=100m	120,000	2025 (R7)	A	B	B	A	A	B	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に要配慮者利用施設が位置していることから緊急性が高いため、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
4	安曇野市	大口沢南（おおぐちさわみなみ）	崩落土砂防止工 L=300m	400,000	2028 (R10)	B	A	B	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に地域防災計画に位置づけられた指定緊急避難場所があり、崩落による影響が大きく重要度が高いことから、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
5	長野市	坂高木（さかたかぎ）	崩落土砂防止工 L=130m	220,000	2026 (R8)	B	A	A	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に地域防災計画に位置づけられた指定緊急避難場所があり、崩落による影響が大きく重要度が高いことから、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
6	飯山市	藤沢（ふじさわ）	崩落土砂防止工 L=150m	450,000	2028 (R10)	B	A	B	A	A	A	当急傾斜地は、土砂災害警戒区域内の斜面下に避難所及び人家が位置しており、斜面の状況から緊急性が高いため、早期に対策が必要であり、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
合計			6箇所	2,300,000																	